

平成26年11月11日

各 位

会社名 株式会社シード
代表者 代表取締役社長 浦壁昌広
(コード番号 7743・東証二部)
問い合わせ先 取締役管理本部長 鎌田 清
TEL 03-3813-1111(大代表)

平成27年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)について

当社が本日発表いたしました、「平成27年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に関しまして、当社の取引先(2社)の属性について、当社の関連当事者あるいは連結対象に該当する疑義が下記のとおり生じました。しかしながら、当社としましては、両社とも当社の連結子会社ではなく、従来の連結対象範囲を変更せずに決算を行い開示することが相当であると認めております。現在、本件については、本日付で別途開示いたしました「外部専門家検証委員会の設置に関するお知らせ」にありますとおり、検証委員会を設置し、当社の社内調査についての検証を行うこととしておりますが、決算にあたり下記のとおり補足をさせていただきます。

記

当社取締役常務執行役員(以下「当該取締役」と言います。)が、議決権の過半数を所有している会社として、株式会社S社(以下「S社」と言います。)があり、従来、当社はS社を関連当事者に該当すると位置づけ、会計処理をしてまいりました(当社とS社との間には、当社施設の一部をS社が事務所として使用する賃貸借取引が存在しておりますが、重要性の観点から記載を省略しておりました。)

しかしながら、今般社内調査により、1)当社との間で商取引がある株式会社E社(以下「E社」と言います。)の代表者とS社の代表者が同一人物であること、2)S社とE社の資金調達等において、当該取締役と緊密な関与があり、S社(親)はE社(子)と実質的な親子関係にあること、3)当該取締役とS社の間に顧問契約が存在し、人的関係が判明したため、E社も当社の関連当事者に該当する疑義が生じました。また、S社及びE社が当社の連結対象に該当する懸念も生じました。

しかしながら、当社としましては、これまでの社内調査により、平成27年3月期第2四半期の決算開示にあたり、従来の連結対象範囲を変更せずに決算を行うことが相当であると認めました。その理由は以下のとおりです。

①当社はS社ならびにE社の意思決定機関を支配していないこと

当社は、S社ならびにE社の株式を所有しておらず、財務または営業もしくは事業の意思決定に関与しておりません。また、当社とS社ならびにE社の間に貸付金等の資金取引もありません。当社とS社ならびにE社の財務上または営業上もしくは事業上の関係等から考えると、当社と当該取締役の議決権行使の意思が同一ではないことは明らかであり、当社はS社ならびにE社の意思決定機関を支配しておらず、重要な影響力を有していないと判断していることから、現時点においては関係会社には該当しないと認識しております。

②S社ならびにE社の売上高、利益基準及び資産規模から鑑みて、当社企業集団の財政状態及び経営成績に与える重要性は乏しいと判断されていること

上記の理由に基づき、当社といたしましては、S社ならびにE社を連結対象関連会社とは位置づけず、従来の連結対象範囲を変更せずに決算を行うことが適切であると判断し、本日の取締役会で決議承認を得て、「平成27年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を開示しております。

なお、当社としては、本件の説明が進み次第S社ならびにE社との取引関係を解消する所存です。

また、当社といたしましては、本件は取締役常務執行役員に関連するコンプライアンス及びガバナンス上、重要な問題を含むものと認識しております。従いまして、本日付で別途開示いたしました「外部専門家検証委員会の設置に関するお知らせ」にありますとおり、「外部専門家検証委員会」を設置し当社の社内調査についての検証等を進める予定です。

なお、本件に関しては、これまでの当社の有価証券報告書等における「関連当事者との取引」に関する開示等に事実との相違が生じている可能性が高いと考えられます。この点、外部専門家検証委員会の検証等の結果を踏まえ、適切な訂正開示等を行うことを予定しております。

本件につきましては、株主の皆様をはじめ関係各位には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上